

虐待と試練の間 —『巨人の星』に見る—

出口陽子

0. はじめに

どちらも苛酷な行為である虐待と試練、その違いは何なのだろうか。その疑問がこの研究の出発点であった。虐待は「むごくとりあつかうこと。残酷な待遇。」[新村編, 1955→1969→1983:602]、試練は「信仰または決心のかたさをこころみためすこと。またその苦難。」[新村編, 1955→1969→1983:1228] という意味を持ち、イメージ的にも正反対のものとして位置づけられるが、社会においてある行為をどちらかに振り分けるとき、それを確定するものはどこに存在するのであろう。

この論文では、虐待と試練の間を考察するための事例として、大きくは「戸塚ヨットスクール損害賠償請求事件」と『巨人の星』⁽¹⁾の2つを扱う。『巨人の星』において、一徹が飛雄馬対して行う苛酷な行為は、主題歌で「思いこんだら試練の道を～」とあるように、虐待ではなく確実に試練として意味づけられている。何がそうするのか。試練が試練として確定されることを考察することにより、意味の社会的承認が成立する背景を明らかにしていきたい。

1. 戸塚ヨットスクール損害賠償請求事件

まず、虐待と試練の区別が問題となった事例として、戸塚ヨットスクール損害賠償請求事件の第一審裁判を挙げることにする⁽²⁾。判例を基に事件とその裁判をまとめると次のようになる。

【事件名】損害賠償請求事件

【裁判年月日等】⁽³⁾ 昭和58年9月29日／大阪地方裁判所第11民事部／判決／昭和56年(ワ)第366号

【裁判結果】一部容認 一部棄却

【裁判官名】⁽⁴⁾ 川口富男 園田小次郎 岡田信

【上訴等】控訴

【原告】兼亡原告甲野太郎訴訟承継人甲野花子

【被告】戸塚宏<ほか5名>

<事件の内容>

太郎と花子(以下「原告ら」)の息子・一郎は、高校を何とか卒業したものの大学受験に失敗し、予備校に入学したが、4ヶ月ほどで登校を拒否し、自宅にこもるようになった。その後の2年は、入学受験を受けることさえも拒否し、就職することもせず、自室に閉じこもり、読書やレコードを聴くという生活状態であった。

親として一郎の状態と将来を憂慮した原告らは、新聞で戸塚ヨットスクール(以下「本

件ヨットスクール)の合宿訓練により登校拒否から立ち直った少年の記事を目にし、一郎も本件ヨットスクールの合宿特訓を受けさせれば立ち直るのではないかと考え、戸塚被告に一郎に合宿訓練を受けさせることを委託した。その際、太郎は戸塚被告に対し、一郎は2年余りも運動不足で心配だから過激な特訓をさせないでくれるよう注文を付けた。

10月30日に身柄を引き渡された一郎は、翌31日から11月2日までヨット訓練を受けたが、訓練に積極性を示さず、他の訓練生より運動量が少ないことを理由に、被告らから全身にわたって手拳・打撃棒による殴打、足蹴等の暴行を受け、全身に100箇所余りの表皮剥奪、皮下出血等の障害を受け、かつ、その他訓練による体力の消耗も相まって身体が衰退し、同日夕方には体温が摂氏35度となり、身体が自由に動かなくなって寝込むようになった。

その後放置されたことにより、一郎は11月4日午前0時15分ごろ、上記のような暴行に基づく傷害や特訓による疲労・体力消耗が誘因となって、出血性肺炎を発症させ、それが原因で死亡するに至った。

<合宿の内容>

被告戸塚は、情緒障害児の原因がこれら児童達の虚弱精神にあるものと考え、それに対する治療方法としては、児童を逆境におき、孤立無援で自力ではい上がらせ、やり遂げた満足感で今後の自信を持たせることにより精神力を強化すべきものと考え、ヨットの特別合宿訓練を行っていた。

訓練の内容はというと、訓練児童は一応のヨットの操縦方法の説明を受けた後、転覆しやすい構造になっているヨットを沖合で一人で操縦することを強制させられる。技術が未熟なため、何度も転覆するがコーチは助けは出さない。何度も転覆してヨットにはい上がり試行錯誤を繰り返すうちに、やがて思い通りに操縦ができるようになる。このような過程を経ることによって児童の精神力は強化されていくとされている。

さらに、この合宿訓練では、ヨットの帆走訓練だけでなく、準備体操からヨットの艀装、解装に至るまで、無気力や怠惰な行動がとられた場合、厳しく叱責するとともに訓練の効率を上げるために児童に体罰を与えることもされていた。また、場合によっては暴行だけでなく、食事を抜くという手段も用いられていた。

この事件の裁判において、被告らは抗弁で「一郎に対する本都合宿所でのヨットの訓練および生活管理の実施は、情緒障害児教育の一環としての行為であり、正当行為として違法性が阻却されるべきである」と主張している。つまり、一郎に対する一連の加害行為もいたずらに一郎の身体に危害を加え、これを弱らせるためでなく、一郎の精神力を強化し、社会に適応させるべく訓練の効率を上げるためになされたものであるからして、道理にかなっていると主張したのである。事実、一部の児童は情緒障害を克服し、戸塚被告は児童やその親から感謝されるに至っている。このことから、一応成果が上がることもあったことは否定できない。

ここで私が注目したいのは、被告らの抗弁(主張)である。彼らは、自分たちの一郎に対する行為を、不当な暴力、つまり虐待ではなく、彼のために必要な特訓、すなわち試練であると位置づけている。この場においては、彼らの行為が、実際、虐待なのか試練なの

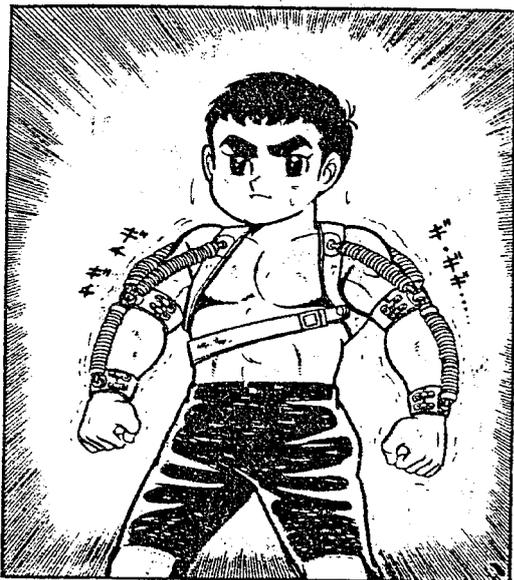
かという討論、コメントはしないが、被告らの主張した試練とはどういうものなのだろう。『巨人の星』の中でそれを明らかにしていきたいと思う。

2. 大リーグボール養成ギプス

皆さんもご存じの通り『巨人の星』は、1960年代に出版され、テレビ放送もされたスポ根漫画の代表作である。今回扱う部分の簡単なあらすじは次のようになっている。

星一家は長屋暮らしをしており、家族構成は、父・一徹、姉・明子、そして飛雄馬の3人である⁽⁵⁾。野球の天才プレーヤーであった一徹は、戦争で痛めた肩を補うために魔送球⁽⁶⁾なるものを編み出すが「魔送球は、投手でいえばビーンボールだ 巨人の名を汚す」という先輩・川上の言葉に涙をのんで巨人軍を去った。

一徹は、自らが果たせなかった夢を息子・飛雄馬に託し、赤ん坊の頃から厳しく野球を仕込んだ。飛雄馬は、父の夢に応えるために、姉・明子の優しさに励まされながら、つらく厳しい試練に耐えていく、というストーリーである。



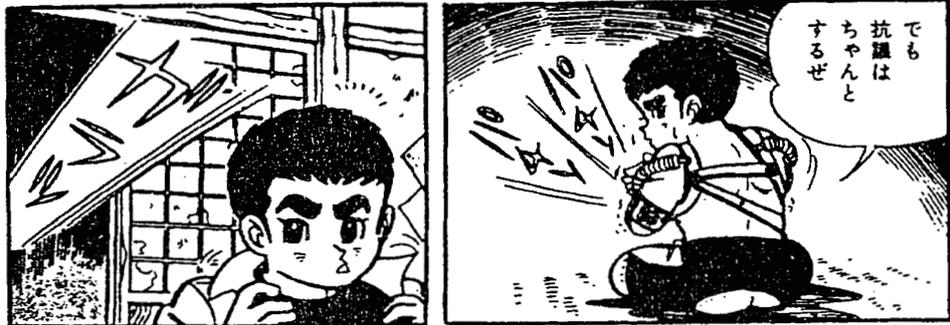
<場面1> [梶原・川崎 1966→1995:51]

一徹が飛雄馬に課した試練の一つに、大リーグボール養成ギプスがある。大リーグボール養成ギプスがどういうものなのかは<場面1>で示す。

このギプスを、正当な理由もなく子供につけさせているとしたらそれは虐待であるといえよう。事実<場面2>で示すように、漫画の中で飛雄馬は「児童虐待だ 人権蹂躪だ」と主張している。しかし、『巨人の星』を読み進めていく上で、このギプスの存在は私たちの目には虐待としては映らない。それはどうしてであろう。以下でそれを明らかにしていくことにする。



<場面2> [梶原・川崎 1966→1995:59]



<場面3> [梶原・川崎 1966→1995:59-60]

この場面は、大リーグボール養成ギブスを誰にも知られないようにつけているため、学校で恥をかいたと、家に帰った飛雄馬がギブスはずし文句を言っているのに対し、明子が説得しているところである。ここで、明子が次に挙げる3つの台詞を発している。

- ①「おとうさん朝から日やといの力仕事に出かけてるわ」
- ②「飛雄馬につらいギブスをつけさせておいてぶらぶらしてはおれんとい……」

③「ね おねがい その気持ちをくんでせめておとうさんが帰ってくる時はギプスをつけたままでいてあげて」

①②③を聞いた飛雄馬は「う うん ま いいだろう」とギプスをつけ直す。もしこの時、一徹がいつものようにお酒を飲み、ぶらぶらしていたなら、飛雄馬は再びギプスをつけたらどうか。台詞にもあるように、もし一徹が昼間から酒を飲んでいたら徹底的に喧嘩するつもりであったので、きっとギプスはつけなかったであろう。そうすれば明子の言葉は、説得という意味をもつ言葉にはなり得なかったのである。明子の言葉に飛雄馬が素直に応じ、その言葉が説得の言葉として意味をもつのは、2人の間に、一徹が飛雄馬にギプスをつけさせたのは飛雄馬のことを思っていたことである、という共通理解が存在したからであると言えよう。言い換えれば、明子と飛雄馬の両者の間に「子供思いの父」という父親像が共有されていたからこそ、明子の言葉③は説得として飛雄馬に受け止められ、飛雄馬はそれに従うという連鎖が生じたのである。

一徹が子供のことを思っているということは、明子の言葉の①や②に表れている。また明子の言葉だけでなく、この後、一徹が人の三倍働き大金を持ち帰ったところやその疲れた体で飛雄馬とキャッチボールをしているところからもうかがえる。

さらに、宿敵となる花形満⁽⁷⁾が〈場面4〉で示すように、大リーグボール養成ギプスが本当に効果的なものであるということを明確にしている。





<場面4> [梶原・川崎 1966→1995:54-55]

しかし、ストーリーの中で、ただその機能性のみが書かれていたとしてもそれが使われている状況によっては、十分虐待と捉えることが可能となる。この場面での可能性を打ち消しているのが、日雇い労働者として懸命に働き大金を持ち帰る一徹の姿であったり、明子の言葉が説得として通用する状況であったりするのである。つまり、大リーグボール養成ギプスが飛雄馬を一流の選手に育てるために効果的なものであるという明確な表示のみでなく、一徹のとり行動や明子と飛雄馬の言動の連鎖が描かれることこそ、ギプスの着用を虐待ではなく試練であると確定させるのである。

3. 火だるまボール

次に挙げる、ボールにガソリンをかけ、火をつけて飛雄馬に向かってノックするという火だるまボール（火の玉ノック）も、正当な目的がない限り大リーグボール養成ギプス同様、その行為自体は虐待と見なし得るであろう。しかし、これも読者には試練という形で受け取られるようになっている。それに関する分析は次のとおりである。

火だるまボールを飛雄馬に向かって打つ父・一徹を見たとき、いつもは見守っている明子が、家から飛び出し、飛雄馬に駆け寄って一徹を非難する。これからも一徹の行為がひどいものだということが分かる。これに対し、父は「だが・・・明子はすばらしい弟を持った、飛雄馬はじっさいたいしたやつだ」と火だるまボールを父のミットへ送り返した飛雄馬をほめる。実際のやりとりは、<場面5>で示す。



<場面5> [梶原・川崎 1966→1995:164]

重要なのは、その後の明子の「まあけっして人をほめたことのないおとうさんが・・・」という心の声である。いつも人をほめている人がこの場で飛雄馬をほめたとしても、そこには何の意味もない。ここにこの明子の心の声が示されることにより、今まで行われてきたこと（火の玉ノック）が試練であったということが確定されるのである。つまり、人をほめたことのない一徹が、自らが行った残虐行為に立ち向かい、それを乗り越えた飛雄馬をほめるということは、飛雄馬がそれをクリアすることを望んでいたからにほかならない。それができれば、飛雄馬は花形との戦いに勝つことができる。一徹は、飛雄馬が勝つことを願って、敢えて火の玉ノックをした。そうすると、火の玉ノックという一徹の残虐行為は、虐待ではなく飛雄馬に対する試練として捉えることが自然となる。

また、長屋に住む人々の発言の中にも、一徹の行為を試練として確定する要素となるものがある。次の場面を見てほしい。



<場面6> [梶原・川崎 1966→1995:164]

長屋の住人の中の一人が発した言葉の中に「おっさん、このところ大酒を飲まないと思っていたら……」(④)というのがある。この言葉に注目してみる。

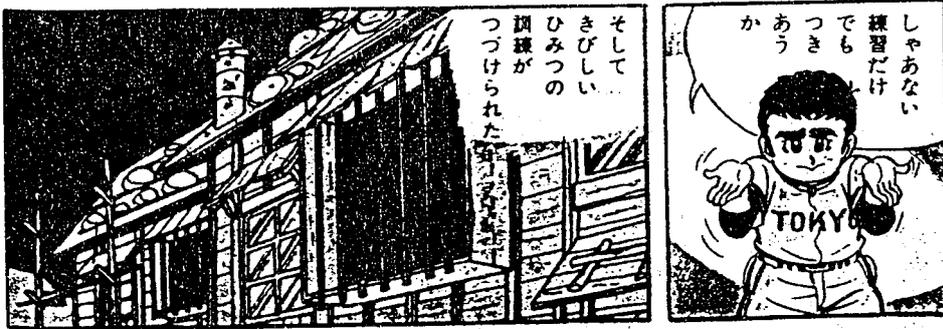
私たちの中には、大酒を飲んでいる状態というのはマイナスのイメージがあり、その状態で行うことはまともではないこと、また逆に、飲んでいないときに行うことは、飲んでいるときの行為に比べればまともなこと、という共通理解がある。この共通理解に沿って考えると、④は一徹がこの頃お酒を飲んでいない、つまりまともなことをやっているという表示になっていると言えよう。

さらにこの場面において、一徹の行為を試練として確定するものに一徹と飛雄馬の目標の共有がある。この騒動の際、集まってきた住人に対し、飛雄馬は〈場面7〉で示すように「あの星にのぼろうとしたのさ」と答える。飛雄馬の指す「あの星」とは、一徹のいう「巨人軍という星座」である。以前は、野球のことになるとしゃんとする父が好きだったから練習に付き合っていた飛雄馬であった(〈場面8〉)が、この場面では、自ら巨人の星にのぼろうとしている。そのことは、その後の〈場面9〉でより明確に示されている。



<場面7> [梶原・川崎 1966 → 1995:165]

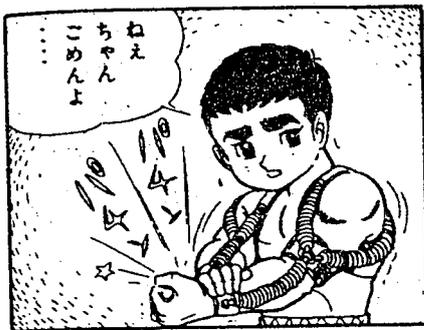




そして
きびしい
ひみつの
訓練が
つけられた

しゃあない
練習だけ
でも
つき
あう
か

<場面8> [梶原・川崎 1966→1995:40]



ねえ
ちゃん
ごめんよ



あーあ
わたしは
いつも
あやまり役



えら
ばれ
た人間は
他人の知らない
苦しみに 耐え
ねばならん

あの
巨人軍という星座へ
のぼっていくのは
えらばれた人間だ



長屋に
いたことを
長屋のみんなが
ほこるように
なりたい

おれも
耐える!



巨人軍の
伝統をかざる
名選手たちは
すべて その
苦しみに
耐え
そして
みがかれて
栄光の星と
なった



<場面9> [梶原・川崎 1966→1995:166]

ここで、いつも謝り役だと愚痴をこぼす明子に謝っているのは、騒ぎの発端となる行為をした一徹ではなく、それを受けた飛雄馬である。この飛雄馬の「ねえちゃんごめんよ・…」という一言は、一徹の行為が自分のために為されたということを表示しているのである。巨人の星になるという目標は、もはや一徹一人のものでなくなっているのである。目標が共有された中でその目標をかなえるために為される行為は、試練として位置づけることが妥当であろう。

以上のように分析することで、火だるまボールが試練として見られるのにも、人物像やその場面における人々の会話が深く関係していることが明らかになった。様々な条件が重なって、火だるまボールは試練となったのである。

4. おわりに

この論文で示したかったのは、意味の社会的承認である。つまり、あること（行為）の意味が、社会において一様に捉えられることの不思議さである。それを解明すべく、『巨人の星』の一徹の行為が虐待ではなく、試練として捉えられることについて分析を行った。

一徹の行為は、その行為単独で試練として成り立っているのではない。その場面の状況や登場人物の台詞など様々な要因が重なり合って、初めてその行為は試練だと確定されるのである。たとえば、家族構成を考えてみても、母は存在しないものの姉・明子の存在は一徹の苛酷な行為を試練として確定するのに大きな役割を果たしていると思われる。もし明子の存在がなく、一徹、飛雄馬の2人の生活だとすると、一徹の行為はより苛酷なイメージをもつようになるだろう。明子の存在は、一徹の苛酷な行為を中和する役目を果たしているのである。言うなれば、寒い部屋にある小さなストーブのような存在である。その力は小さいかもしれないが、確実にその場をあたたくしていく。明子はそういう存在なのである。

また、『巨人の星』において、小さなストーブとして存在しているのは明子だけではない。一戸建てではなく、長屋であるという空間、王貞治や宿敵となる花形の存在といったあらゆる場面設定が、小さなストーブなのである。小さなストーブは、各々の力は微量か

もしれないが、「塵も積もれば山となる」のように、それらが重なれば偉大なものとなる。つまり、冷たいあるいはマイナスのイメージである虐待ともとれる一徹の行為は、周囲の参加者や場面設定という小さなストーブたちによって、あたたかいとまでは行かないが、プラスのイメージをもつ試練とされているのである。

このように、私たちがあること（行為）の意味を確定するとき、その意味は、普遍的に存在するのではなく、その場面の参加者たちによって作り上げられているのである。

注

- (1) 1966年に『週間マガジン』で掲載が開始され、1968年にはテレビアニメ化された、梶原一騎・原作、川崎のぼる・作画の漫画
- (2) 今回は、法律判例文献情報CD-ROMを使用した。判例時報1093号28頁、判例タイムズ506号212頁参照
- (3) 裁判年月日、裁判所名、類別、事件番号の順に示してある。なお、事件番号とは裁判所によって事件ごとにつけられた番号である。
- (4) 裁判長裁判官、裁判官2名の順に示す
- (5) 父・一徹：天才プレーヤーと言われていたが、戦争で肩を痛め、魔送球を編み出すがあえなく巨人軍を退団。大酒のみだが飛雄馬の野球のために酒をやめ、日雇い労働者として懸命に働く。
飛雄馬：幼い頃から一徹より野球の英才教育を受けてきた。野球を憎んでいたが、王貞治と出会いそのすばらしさに気付き、厳しい試練に耐える。
姉・明子：いつも一徹と飛雄馬を見守る。あやまり役。
- (6) 三塁手だった一徹が肩の故障をカバーするために編み出した送球。一塁へ向かう選手に当たりそうになってから一塁手のミットへ収まるという球。当たりそうになった選手は、暴投だと思い足を止めるので一塁でアウトになる。
- (7) 飛雄馬のライバルの一人。花形モータースの御曹司にして不良少年野球団ブラック＝シャドーズの主将。

参考文献

- 福島瑞穂, 1997, 『裁判の女性学 女性の裁かれかた』有斐閣選書
井上裕務, 1996, 『70年代マンガ大百科』宝島社
井上眞理子, 1995, 「閉ざされた扉の後ろの不条理な愛の世界—家族の中のこども—」『フェミリズムの再発見』:96-130
梶原一騎・川崎のぼる, 1966→1995, 『巨人の星』1巻 講談社漫画文庫
河崎実, 1993, 『「巨人の星」の謎』宝島社
新村出編, 1955, 『広辞苑』岩波書店(初版)→1969(第二版)→1983(第三版)

上野加代子, 1996, 『児童虐待の社会学』世界思想社

エスノメツドロジーとその周辺

—平成9年度徳島大学総合科学部榎田ゼミナール ゼミ論集—

1998年3月3日発行

編集・発行 徳島大学総合科学部 榎田 美雄

〒770-8502

徳島県徳島市南常三島町1丁目1番地

☎ (0886) - 56 - 9308 (榎田研究室)